

◎新潟県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市豊町四丁目502番から	新	19.3～30.8メートル	73.8メートル
同市豊町四丁目511番2まで	旧	19.6～20.3メートル	73.8メートル